

令和2年広審第37号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）（履歴限定）

指定海難関係人 a 2

職 名 A一等機関士

本件について、当海難審判所は、理事官石山克己出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年3月13日04時10分半

愛媛県黒島南岸

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 125トン

全 長 39.30メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 1,029キロワット

3 事実の経過

Aは、船体前部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、右舷側に1号レーダーを、左舷側に2号レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備し、同室左舷後部に背もたれのある長椅子を設置した沖合底びき網漁業に従事する鋼製漁船で、a1受審人並びにa2指定海難関係人ほか甲板部航海当直部員の資格を有する甲板員3人及びインドネシア共和国籍の実習生2人を含む8人が乗り組み、操業の目的で、船首1.5メートル船尾4.3メートルの喫水をもって、令和2年3月11日18時00分愛媛県八幡浜港を発し、宮崎県戸崎鼻東方沖合の漁場に向かった。

a1受審人は、翌12日04時30分漁場に至って操業を開始し、移動しながら3回の投揚網を行い、えび鯛など約7トンを獲得して操業を終え、18時30分漁場を発進して帰途に就いた。

発進後、a1受審人は、乗組員を上甲板で魚の選別作業に従事させ、自らは単独の船橋当直に就いて日向灘を北上した。

a1受審人は、翌13日02時40分愛媛県日振島西方沖合に至り、魚の選別作業が終わってa2指定海難関係人が昇橋したので、同人が有効な航海の海技免許又は甲板部航海当直部員の資格のいずれも有していなかったが、これまで甲板員として無難に船橋当直を行っていたことから、同当直を任せても支障がないものと思い、甲板部航海当直部員の資格を有する乗組員を配置することなく、八幡浜港沖合までの間の船橋当直を同指定海難関係人に従事させ、操舵室後部の寝台に横になって休息した。

単独の船橋当直に就いたa2指定海難関係人は、しばらくして疲れ

を感じ、長椅子に腰掛けて操船に当たり、宇和海に向けて豊後水道を北上した。

a 2 指定海難関係人は、宇和海に入って愛媛県八幡浜市大島沖合を通過し、03時55分半佐島灯台から224度（真方位、以下同じ。）2.7海里の地点で、針路を022度に定め、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）とし、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、自動操舵により進行した。

03時58分半 a 2 指定海難関係人は、佐島灯台から230度2.2海里の地点に達したとき、前日早朝からの操業及び帰航中の魚の選別作業にそれぞれ従事したことから、睡眠が不足して疲労が蓄積し、眠気を催すようになり、椅子に腰掛けた姿勢で船橋当直を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、椅子から立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかったため、いつしか居眠りに陥り、宇和海を続航した。

こうして、Aは、八幡浜港に向けての転針予定地点を通過して愛媛県黒島に向首進行し、04時10分半佐島灯台から316度1.1海里の地点において、原針路及び原速力で、黒島南岸の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は上げ潮の中央期であった。

a 1 受審人は、衝撃を感じ、寝台から起き上がって乗揚の事実を知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、船底外板に凹損等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、宇和海において、八幡浜港に向けて帰航中、居眠

り運航の防止措置が不十分で、黒島に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、八幡浜港に向けて帰航中、船長が船橋当直を乗組員に従事させる際、甲板部航海当直部員の資格を有する乗組員を配置しなかったことと、有効な航海の海技免許又は甲板部航海当直部員の資格のいずれも有しない一等機関士が、単独の船橋当直中、眠気を催した際、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつたことによるものである。

a 1 受審人は、夜間、八幡浜港に向けて帰航中、船橋当直を乗組員に従事させる場合、甲板部航海当直部員の資格を有する乗組員を配置すべき注意義務があつた。しかるに、同人は、a 2 指定海難関係人がこれまで甲板員として無難に船橋当直を行つていたことから、同当直を任せても支障がないものと思ひ、甲板部航海当直部員の資格を有する乗組員を配置しなかつた職務上の過失により、単独の船橋当直に就いた同指定海難関係人が居眠りに陥つて黒島南岸の浅所に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和 3 年 3 月 2 4 日

広島地方海難審判所

審判官 藤 岡 善 計